

相談者（Aさん）町の健康福祉課長をしていますが、最近公益法人についての相談を受けることがあります。今日はこの制度の概要について教えて下さい。

弁護士 現在の公益法人制度は、平成二〇年一月一日施行のいわゆる公益法人改革三法によって大きく改革されたものです。それまでも、旧民法によって社団法人、財団法人という公益法人制度が存在していましたが、明治二九年という古い時期に作られたものであり、時代遅れになっていました。旧制度は、①主務官庁制が取られていて、新規設立が困難で、「公益性」の判断が不明瞭であること、②営利法人と類似した、本来公益とはいえない法人が混在していること、③多様化している社会のニーズに 대응することができなくなっていること等が指摘されてきました。新しい公益法人制度は主務官庁制を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離することにしました。その結果、一般法人の法人格は登記のみで設立することが可能になり（準則主義）、それが公益法人を目指す場合には、明確化された公益認定基準を満たすと認定されることを要件としたのです。

Aさん 新しい制度施行時に既に旧公益法人だった場合には、どのような経過措置が取られたのですか。

弁護士 これまでの旧公益法人のために、施

公益性については、次のようなことが要求されています。

- ① 公益目的事業を行うことを主たる目的とすること―公益目的事業比率が五〇%以上
- ② 社員、理事といった特定の者に特別の利益を与えないこと
- ③ 公益目的事業に係る収入が、その事業に要する適正な費用を償う額を超えないこと
- ④ 遊休財産額が一年分の公益事業費用額を超えないこと―財産をため込まないこと
- ⑤ 理事・監事等に対する報酬等については不当に高額なものにならないように支給基準を定めること
- ⑥ 他の団体の意思決定に関与できる株式等の財産を保有しないこと

Aさん 営利ではなく、公益目的であるという原則は良く解りますが、③の収入が費用を超えないということになると、運営の安定性が確保されないリスクが出てきませんか。

弁護士 ③は収支相償と呼ばれ、平たくいうと公益法人では黒字を出してはいけないということですが、世間の常識とは大きく違うとして、疑問の声が上がっています。Aさんの指摘する運営の安定性・体力という面からの批判、そして黒字を避けるために必要な支出をすることに繋がるというモラルハザードの面からの批判です。今後こうした声が運用にどのように反映していくのか注目されてい

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第74回

公益法人制度とそのガバナンス 1

行時から五年間（平成二五年一月三〇日まで）の移行期間を設け、この間に新たな公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行の申請を行うこととし、申請がない場合には解散したとみなされることとされました。**Aさん** どれ位の移行申請がなされて、その結果はどうなったのですか。

弁護士 旧公益法人は二万四三二七法人があり、そのうち二万七二九法人が移行申請を行いました。その結果、公益法人に移行できたのは九〇五〇法人（社団三九六七・財団五〇八三）、一般法人に移行したのは一万一六七九法人でした。三五八八の法人は移行申請を行わずに解散・合併となりました。**Aさん** 公益性の判断は誰が行うのですか。

弁護士 国の内閣府及び各都道府県に、民間有識者の合議によって審査する機関が設けられており、そこに諮問して、答申を受けて決定がなされます。宮城県にも五名の委員からなる公益認定等委員会が設置されています。この委員会は設立の際の公益性の審査と同時に、運営が始まってから問題を生じた場合に、勧告・是正・公益認定の取消といった監督面にも関与することになっています。

Aさん これまでの経緯は大体解りましたので、次に公益法人がどのような基準を満たすことを要求されているのかについて教えてください。

弁護士 大きく、二つの基準が課されています。一つは公益に資する活動をしているかという「公益性」の基準、二つ目は公益目的事業を行う能力・体制があるかという「ガバナンス」の基準です。いずれも法人の信頼性を保証するための認定基準です（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律五条）。



る問題です。

Aさん 次のガバナンスは、最近では企業でも意思決定や合意形成のシステムをどうするかという意味で使われている用語ですね。

弁護士 ガバナンスについては、次のようなことが要求されています。

- ① 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎・技術的能力を有していること
- ② 理事及び監事のうち親族等や密接な関係にある者の合計数が三分の一を超えないこと―人的色彩をできるだけ排除
- ③ 公益目的事業を行うために不可欠な財産があるときは、その維持や処分制限について定款で定めること

④ 公益認定の取消や解散したときには、残余財産を公益目的の団体に贈与する旨を定款で定めること

⑤ 会計監査人を置いていること

Aさん ①の経理的基礎・技術的能力を有しているという要件について、もう少し具体的に教えてください。

弁護士 経理的基礎とは、公益目的事業を行うにあたって財務状況が健全であること、財産の管理・運用にあたって法人の役員が適切に関与すること、情報開示の適正性が経理事務の精通者によって確保されていること、三点となります。技術的能力とは、事業を実施するための技術や専門的能力を持つ人材や設備を保有しているということです。

Aさん ②の三分の一の要件は、人的な繋がりを限定していかないと、公益ではなく私益に向かうリスクがあるということでしょうか。

弁護士 そのとおりです。公益法人が特定の人たちに私物化されるといふ事件が惹起した旧制度時代の反省から規定されたものです。

◎執筆者

佐藤 裕一

（さとう ゆういち）
 弁護士法人社協同 阿部・佐藤法律事務所
 東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

相談者（Aさん） 前回に引き続き、公益法人の問題について教えて下さい。特に今回は法人の意思決定や合意形成のシステムをきちんとするという意味で、ガバナンスについて詳しく聞きたいと思っています。

弁護士 前回ガバナンスのために要求されている五つものを挙げましたが、それに関する留意事項を考えてみましょう。

①国民の信頼あつての公益法人—公益法人のガバナンスに関するルールは基本的には一般法人と共通になっていますが、公益法人は税制上の優遇措置を受けて活動しており、国民の信頼の上に成り立っているという点を役員等が自覚することが重要です。

②公益目的事業、公益法人の財産の意義—公益目的事業は不特定かつ多数の皆さまの利益の増進に役立つものでなければなりません。また、法人の財産は役員等の個人のものとは完全に切り離された国民から託された財産なのです。このことは、公益法人が清算する場合の残余財産の帰属先が公益目的の組織に限定されていることが象徴的です。

③役員の実業・財産管理の責任—理事や監事は事業や財産の管理を適切に行う法律上の義務を負っています。これを怠って法人に損害を与えた場合には損害賠償の責任を負

席や書面表決は認められるのですか。

弁護士 理事は、その個人としての能力、手腕が信頼されて選任されていますので、代理出席による決議は認められません。持ち回り決議や書面表決も十分な討議がなされないのが駄目ですね。

Aさん IT化が進んでいますので、テレビ会議システムにより理事会を開催することはできないのですか。

弁護士 テレビ会議のように出席者間の協議と意見交換が自由にできて、発言した場合の回りの反応も判ったりして、出席者が一同に会すると同様な環境が確保できる場合には理事会として認められると思います。

Aさん 監事というのは、会社でいうと監査役に相当する役職なのでしょうか。

弁護士 監事は理事の職務の執行を監査します。業務監査権限と会計監査権限を有していることとなります。理事会への出席義務がありますし、理事が法令や定款に違反する行為をして法人に著しい損害を生ずる恐れがあるときには、その理事に対して行為の差し止めを請求することもできます。このように監事には、強力な権限が認められており、法人のガバナンスにとって重要な立場にあると考えられます。

Aさん 万が一公益社団法人において、会計業務を全て任せきりにしていたベテラン職員

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第75回

公益法人制度とそのガバナンス 2

立場にあります。

④義務違反による公益認定取消—公益認定法上の義務に違反したり、一般法人法の定めるガバナンスに関するルールに違反した場合には監督官庁から勧告・命令がなされたり、重い違反の場合には公益認定が取り消されることもあります。



による三年間にわたる合計三〇〇〇万円にも及ぶような横領事件が起きて、当該職員が行方不明になって会計に穴が空いてしまったような場合の理事や監事の責任はどうなりますか。

弁護士 代表理事が金銭管理を当該職員に任せきりにして三年もの間全くそれに気づかずになっていたとすれば、財産管理のための注意義務を怠っていたと評価せざるを得ない事案であり、責任があると判断される可能性があります。理事も理事長の職務を監視する役割を果たせなかったとして責任を負う可能性が

Aさん 今のお話を聞くと、やはり公益法人というのは一般の会社などは大きく違っていて、公益目的が組織運営上大きな意味を持つて、よく解りました。次に公益法人の各機関の役割について教えて下さい。

弁護士 法人の業務運営等の基本的なルールを決める最高議決機関は社団法人と財団法人では違っています。前者は社員総会ですし、後者は評議員会になります。ここで理事と監事が選任されます。

Aさん 社団法人の場合に社員は基本的な構成員ですが、財団法人ではどのようにして評議員を選任するのですか。

弁護士 評議員の選任方法は定款で決めておく必要があります。多くの公益財団法人では、評議員会の決議、選任のための外部者を含めた任意機関による決議、外部の特定人の充て職といった方法を採用しています。

Aさん 他の役員や機関はどのようになっているのですか。

弁護士 最高議決機関から選任される理事によって構成される理事会が重要です。法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を持つています。そして、理事会で選任される理事長は、法人を代表して、業務の執行に当たる役割を担っています。

Aさん 理事会に出席できない場合に代理出席は認められるのですか。

弁護士 最高議決機関から選任される理事によって構成される理事会が重要です。法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を持つています。そして、理事会で選任される理事長は、法人を代表して、業務の執行に当たる役割を担っています。

Aさん 責任を負うという場合は、横領された三〇〇〇万円の損害を賠償しなければならぬということになるのですか。

弁護士 理事や監事が任務を懈怠して法人に損害を生じさせた場合には、民事上の損害賠償責任を負うということになります。このケースでは三〇〇〇万円の損害賠償責任を負う可能性があるということになります。

Aさん 例えば代表理事が公益法人を私物化して、法人の預金から自分の経営する別会社に資金援助することを繰り返していたような場合には、公益認定基準に該当しないことになってしまいますが、公益認定は直ちに取り消されてしまうのでしょうか。

弁護士 公益認定基準に該当しなくなった場合にも様々な態様があるでしょうし、監督官庁は最終的に公益認定を取り消すことができるとしても、基本的には直ちに取り消すのではなく、勧告や命令をだして法人に是正を求めていき、それに従わない場合に取り消すということになります。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員